沖縄力発見ツアー (第2回)参加企業募集について

平成27年10月1日内閣府沖縄政策担当

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は沖縄振興に格別なるご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

内閣府では、沖縄の優れたビジネス環境を御理解いただくため、本土企業の幹部の皆様を対象に、インキュベーション施設見学や沖縄政財界との交流会等を盛り込んだ沖縄力発見ツアーを開催致します。

国内有数の情報通信関連産業の集積を誇る沖縄県では、現在、IT企業のアジア展開を促進する連携開発拠点の形成や国際海底ケーブルの敷設による情報通信基盤の拡充等により、「アジア有数の国際情報通信ハブ(=Smart Hub)」の形成が進んでおります。また、IT人材の育成についても力を入れており、県内ITエンジニアの知識・技術の高度化・強化を目的とした講座の開催や、アジアと県内のIT人材交流による人的ネットワークの構築等、様々な事業を行っています。

さらに制度面では、法人税の 40%控除等の大幅な税制優遇を受けることができる独自の特区・地域制度が整備されており、皆様のビジネスの拡大・発展に資する施策が講じられているところです。

この機会に、少しでも多くの企業の皆様に沖縄のビジネス環境の魅力を御理解いただければと考えておりますので、ご多用の折大変恐縮でございますが、是非奮ってご参加いただければ幸いです。

記

1. 時期

日程:12月10日(木)~11日(金)

対象: IT 関連企業 ※第1回は再生医療関係を実施済み、第3回は製造・物流関係を実施予定。

2. 日程(案)

12月10日(木)午後 各地〜那覇空港着 午後〜夜 オリエンテーション、ワーキング・ディナー(沖縄経済界等との交流) 那覇市泊

12月11日(金)午前~夕方 IT 関連施設、インキュベーション施設等視察 夕方 那覇空港発~各地

3. 実施規模

20 名程度

- ※ 参加者は企業の幹部(役員・部長クラス等)でお願いします。(各企業1名)
- ※ 本土~沖縄間の航空券、宿泊費、現地の移動、会議費等は国及び沖縄県が負担いたします。
- ※ 応募企業が多数の場合は、業種等により選考させていただきますのでご了承ください。

4. 参加方法

別紙様式に記入いただき、メール (shota. shinzato@cao. go. jp) 又はFAX (03-3581-9707) に て、10 月 30 日 (金) までに御連絡ください。

【問合せ先】

内閣府沖縄政策担当 (産業振興担当) 石塚、石川、新里

TEL: 03-6257-1688 (直通)

沖縄力発見ツアー(第2回)申込用紙

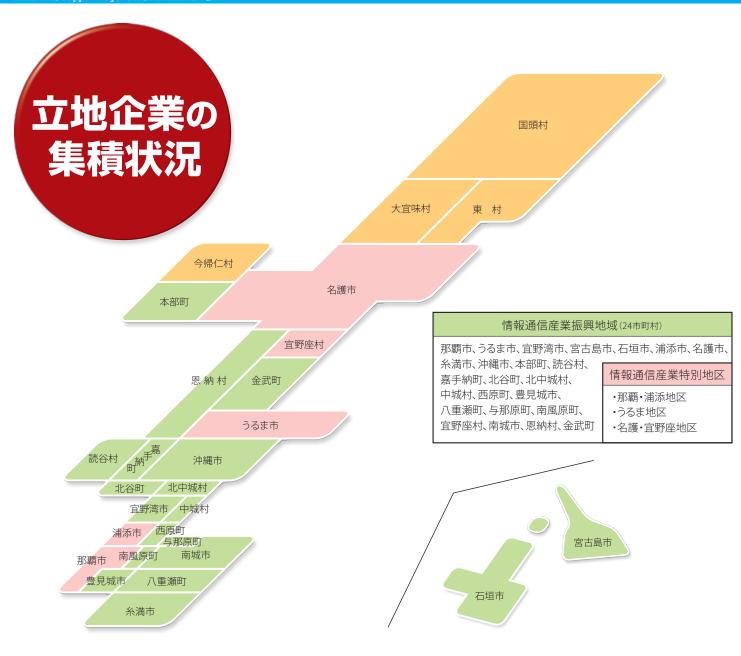
貴社・団体名:
事業概要
ご関心事項
※「沖縄の特区制度と立地環境について」「〇〇関連企業との事業連携の可能性について」など 可能な範囲で具体的にご記入お願い致します。
参加者
部署名・役職名:
芳名:
携帯番号: ※携帯番号は、ツアーの際の緊急連絡先として念のためお伺いするものです。 通常の御連絡は、以下の連絡窓口ご担当者宛てにいたします。
連絡窓口ご担当者
部署名・役職名:
<u>芳</u> 名: TEL: FAX: E-mail:
ツアー申込みのきっかけ 本ツアーの実施を知ったきっかけ(説明会・団体からの紹介等)について記入をお願いします。 ① 説明会(説明会名:) ② 団体等からの紹介(団体名:) ③ その他()
他の参加者へのご紹介について 今回のツアーを有意義なものとするため、貴社名、事業概要、部署名・役職名、芳名及びご関

今回のツアーを有意義なものとするため、貴社名、事業概要、部署名・役職名、芳名及びご関心 事項を、参加者の皆様へ事前に開示させていただいてよいでしょうか。

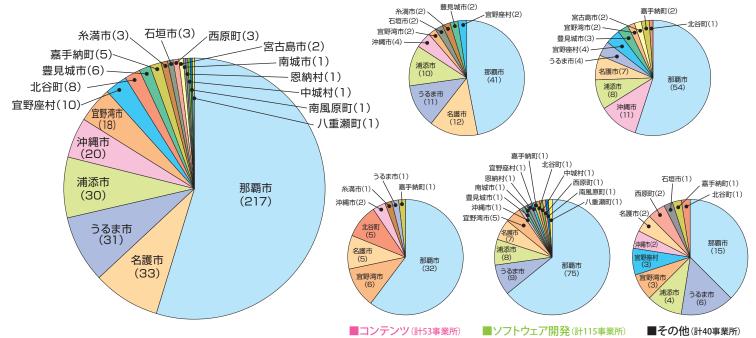
(※参加者とは、本ツアーへ参加される本土企業、視察先並びにワーキングディナーへ参加される 沖縄県内企業、金融機関、沖縄県、受入先自治体、行政機関及び大学です。)

① 開示可 ② 開示不可

- ※航空券・宿泊先については、沖縄県の委託する旅行会社が手配いたします。旅行会社よりご担当者へ直接 ご連絡をさせていただきますので、ご了承ください。
- ※航空券については、エコノミー席のご用意となり、アップグレードについては参加者負担となりますのでご了承ください。







■情報サービス(計88事業所)

■コールセンター(計98事業所)

急速に集積が進む沖縄のIT産業

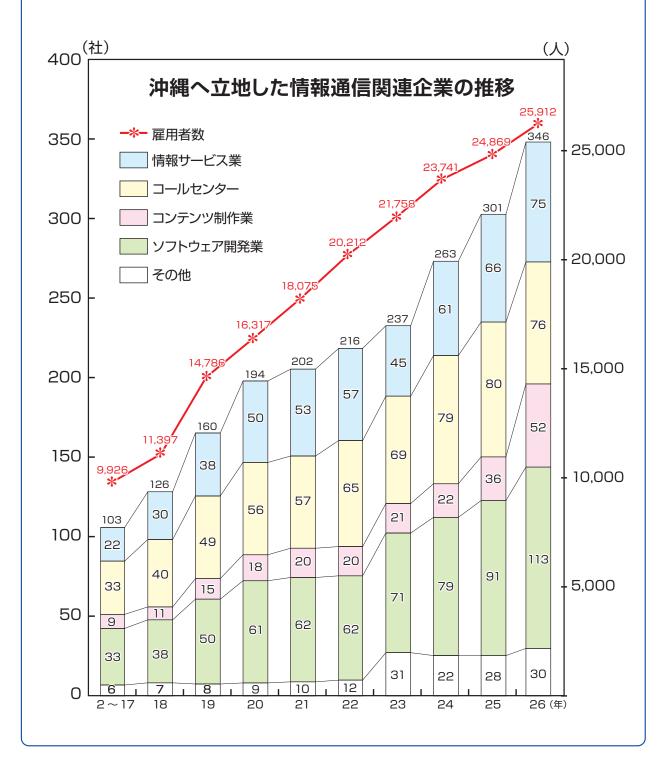
346社の立地 25,912人雇用を創出

沖縄県では、戦略産業として情報通信関連産業の振興に力を入れてきました。その結果、2015年1月までにIT企業346 社(累計)が立地し、約2万6千人の新規雇用を生み出すに至っています。

〈 業種別IT企業の立地企業数・雇用者数 〉

業 種	企業数	雇用者数
情報サービス	75	5,327
コールセンター	76	17,049
コンテンツ	52	591
ソフトウェア開発	113	2,266
その他	30	679
計	346	25,912

(2015年1月現在)





金融IT国際みらい都市構想

金融IT国際みらい都市構想

名護市は、平成14年に金融特区及び情報特区として指定され、金融・情報関連企業の集積に取り組んできました。

平成20年7月には、他地域にはない特色ある特区としてのまちづくりの推進という観点を盛り込んだ『金融·情報通信国際都市構想 (通称 金融 IT国際みらい都市構想)』を策定しています。

平成26年4月には、金融特区を発展的に解消して創設された経済金融活性化特区の指定を受け、引き続き、同構想に基づいた、 各種施策を推進していくこととしています。





平成30年度末の 直接雇用者数:2,500人

【問合せ先】名護市企画部金融·情報特区推進室

TEL. 0980-55-3333 FAX. 0980-55-3332

〒905-2172 沖縄県名護市字豊原224番地3 名護市マルチメディア館1F

URL http://www.city.nago.okinawa.jp/4/3259.html

[問合せ先] 特定非営利活動法人NDA TEL. 0980-55-3333 FAX. 0980-55-3332

〒905-2172 沖縄県名護市字豊原224番地3 名護市マルチメディア館1F

E-mail info-nda@nda.city.nago.okinawa.jp URL http://nda.city.nago.okinawa.jp/



日本とアジアを結ぶ架け橋 沖縄||| 津梁パーク

IT津梁パークの 基本理念

- 沖縄県における情報通信産業振興の推進
- 2 我が国における情報通信産業活性化と 国際競争力向上への寄与
- 3 沖縄県における雇用創出の先導

沖縄IT津梁パークとは?

沖縄

「津梁パークとは、沖縄県が国内外の情報通信関連産 業の一大拠点を目指すビッグプロジェクトです。 「津梁」とは、アジアとの架け橋を意味しています。

IT津梁パークの コンセプト

- 動 新しいIT産業(高度ソフトウェア開発等)の 拠点となる
- 日本とアジアを結ぶITブリッジ(IT津梁)の 役割を果たす
- 3 IT産業のテストベッドを提供する
- ◆ 日本とアジアに必要な高度なIT人材の 創出集積を担う
- ⑤優れたリゾート&IT就業環境を提供する



② 企業立地促進センター







企業集積施設



情報通信産業の振興~情報通信特区・地域~



沖縄のIT環境

➤ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域 災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

- ▶ IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年)→346社(H26年)、雇用者数:4,186人(H13年)→25,912人(H26年)
- IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)

目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地

促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

情報通信特区•地域

- ①所得控除制度(40%控除)<特区:①、②は選択制、地域:②、③のみ> 【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 - (2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 - (3)特区内で専ら特定事業を営むこと
 - (4)常時使用従業員が5人以上であること
 - (5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が 常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれか多い数であること
 - ※県知事が対象法人を認定
- ②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)
 - ※地域内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置•器具備品:100万円超 (建物等は1,000万円超)

③その他、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等 ※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



含む。)



※ 対象事業

事業という。)

所得控除
データセンタ(iDC)、イン
ターネット・イクスチェン
ジ(IX)、インターネット・
サービス・プロバイダ
(ISP)、バックアップセンタ、
セキュリティデータセン
タ、情報通信機器相互
接続検証事業
(以上、特定情報通信

情報通信産業特区

投資税額控除 情報記録物の製造業、電気通 信業、映画・ビデオ制作業、放 送業、ソフトウェア業、情報処 理・提供サービス業、小売業・ 製造業等のコールセンタ、クラ ウド(インターネット付随サービ ス業)、ビジネス・プロセス・ア ウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を

情報通信産業振興地域

情報通信産業振興地域・情報通信特区の区域



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

